

令和 8 年 10 月 1 日

組合員各位

みえなか農業協同組合
代表理事組合長 山本 清巳

共済規程の一部変更について（お知らせ）

共済規程の一部変更について、下記のとおり令和8年9月25日開催の本組合理事会において決議いたしましたので、定款第39条第2項の規定にもとづき掲示いたします。

なお、変更の内容については、今後、三重県知事の承認を受け、効力が生ずることとなります。

記

1. 変更内容

自動車損害賠償責任共済について、法令改正への対応を行うとともに、現行実務との整合等を図るため、共済規程の一部を変更する。

2. 適用時期（予定）

令和9年4月1日

以 上